

入 札 説 明 書

宮崎県警察本部が行う宮崎県総合自動車運転免許センター外自家用電気工作物保安管理業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の４に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和８年８月１９日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県総合自動車運転免許センター外自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 宮崎市阿波岐原町前浜４２７６番地５外
- (4) 契約期間 令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日まで
- (5) 最低制限価格

最低制限価格を宮崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）第１２８条第１項に基づく範囲内の額を設けることとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

入札公告の２のとおり

4 担当部局

宮崎県警察本部警務部施設装備課管財係
郵便番号880-8509 宮崎市旭１丁目８番28号
電話番号0985-31-0110（内線2263）

5 入札参加届の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加届（別記様式第１号）を次のとおり担当部局に提出しなければならない。

また、入札参加届を提出後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届（任意様式）を書面で開札の前日までに提出すること。なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和８年８月１９日から令和８年９月３日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前９時から午後５時まで。（正午から午後１時までを除く。））

(2) 提出場所 ４に同じ

(3) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。期間内必着）又は持参による。

(4) 単線結線図の閲覧

委託業務に係る施設の単線結線図の閲覧を希望する場合は、入札参加届提出後にパ

スワードを教示するので申し出ること。

6 入札

入札に参加する者は、入札書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(1) 入札書の日付

入札書の提出日を記入すること。日付の誤りがある場合は無効となるため、留意すること。

(2) 提出方法

持参により提出するものとする。

(3) 入札方法

入札金額は、業務に係る一切の経費を含めた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札金額の頭には必ず「¥」マークを記載すること。

(4) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第3号、第4号）を提出するほか、入札書に入札者の住所、氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月4日開封《宮崎県総合自動車運転免許センター外自家用電気工作物保安管理業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

7 入札書の提出、開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部1階102会議室

(2) 日時 令和8年9月4日 午後2時00分

8 再度入札

(1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

(2) 入札の回数は、2回を限度とする。なお、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った者のうち最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。

(4) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

(5) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。

- ア 初度入札に参加しなかった者
- イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者
- ウ 連合その他不正の行為があった入札をした者

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

(2) 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行なった者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加届の提出時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行なった入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札
- (10) 入札書に必要な記載事項が不足する入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

12 その他

この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。

入 札 参 加 届

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑨

宮崎県総合自動車運転免許センター外自家用電気工作物保安管理業務委託に係る条件付一般競争入札について参加を申請します。

なお、下記の要件を全て満たす者であることに相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年11月1日宮崎県告示第1058号の3）に基づき令和8年度の設備維持管理業務競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、設備維持管理業務の種類が「自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務」であること。
- 2 宮崎市内に本店（個人にあっては事業所）又は営業所を有していること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 4 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

入 札 書 (委 託)

入 札 金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	宮崎県総合自動車運転免許センター外自家用電気工作物保安 管理業務委託									
受託の場所	宮崎市旭 1 丁目 8 番 2 8 号									
受託の期間	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 11 年 9 月 30 日まで									
入札保証金	宮崎県財務規則第 1 0 0 条第 2 項第 2 号により免除									
上記の金額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た金額をもって契約したいので、宮 崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号）等関係規程、設計書、仕様書及び 指示事項を承知して入札します。 令和 年 月 日 住所 入札者 氏名 ⑩ 宮崎県知事 河野 俊嗣 殿										

入
札
条
件
等
確
認
済

委任状

私は都合により

(使用印鑑)を代理人と定め下記の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 入札の目的 宮崎県総合自動車運転免許センター外自家用電気工作物保安管理業務委託
- 入札の場所 宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部1階102会議室
- 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者 住所

名称

氏名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

委任状

使用印鑑

私は、
() を代理人と
定め貴県が令和8年度において発注する業務等の請負に関する次の権限を
委任します。

記

- 1 入札又は見積をすること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 委託料等を請求及び受領すること。
- 4 入札及び契約保証金の納付並びに受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に関する一切の行為。
- 7 契約の目的 宮崎県総合自動車運転免許センター外自家用電気工作物
保安管理業務委託
場所 宮崎市阿波岐原町前浜4276番地5外
- 8 委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

住 所

名 称

氏 名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条 甲は、次に掲げる庁舎の自家用電気工作物の委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 庁 舎 名 宮崎県総合自動車運転免許センター
所 在 地 宮崎市阿波岐原町前浜４２７６番地５

需要設備

設備容量 １，３００ kVA
契約電力 ２７１ kW
受電電圧 ６，６００ V

非常用予備発電装置

発電機定格容量 ２２０ kVA
発電機定格電圧 ２２０ V
原動機の種類 ディーゼル機関

太陽光発電所

ア 210V パネル出力 140.43kW パワコン出力 111kW 受変電設備容量 111kVA
イ 105V パネル出力 8.37kW パワコン出力 4.95kW 受変電設備容量 4.95kVA

- (2) 庁 舎 名 警察本部一ツ葉庁舎
所 在 地 宮崎市阿波岐原町前浜４２７６番地５

需要設備

設備容量 ２５０ kVA
契約電力 ４６ kW
受電電圧 ６，６００ V

非常用予備発電装置

発電機定格容量 ６０ kVA
発電機定格電圧 ２２０ V
原動機の種類 ディーゼル機関

- (3) 庁 舎 名 警察航空隊庁舎
所 在 地 宮崎市大字赤江無番地

需要設備

受電電圧 １００／２００ V

非常用予備発電装置

発電機定格容量 １０ kVA
発電機定格電圧 ２００ V
原動機の種類 ディーゼル機関

（委託期間）

第２条 この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日までとする。

(委託料)

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金	円
消費税及び地方消費税額	金	円
合計	金	円
(令和8年度	金	円)
(令和9年度	金	円)
(令和10年度	金	円)
(令和11年度	金	円)

2 委託料等の支払いは3か月ごとに行うものとし、1回あたり金 円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※第4条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める保安規程、別添自家用電気工作物保安管理業務実施要領（以下「実施要領」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(協力及び義務)

第6条 甲は、乙が委託業務の実施にあたり、自家用電気工作物の安全管理上問題があるとして報告及び助言した事項については、その意見を尊重するものとする。

2 甲は、前項の報告及び助言又は乙と協議の上決定した事項については、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 甲は、電気事故その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

4 乙は、前項の甲の連絡を受けた場合は、実施要領に従い、速やかに甲に対し必要な対策を指示するとともに、当該自家用電気工作物について臨時に点検を行うものとする。

5 乙は、委託業務を誠実に行うものとする。

(連絡責任者等)

第7条 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために、乙と連絡する連絡責任者について下記のとおり選任する。

連絡責任者：宮崎県警察本部 施設装備課 管財補佐

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

3 甲は、連絡責任者又はその代務者に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとする。

※法人の場合

(委託業務担当者の資格等)

第8条 乙の委託業務担当者は、必要に応じ乙の他の担当者（以下、「委託業務従事者」という。）に、委託業務の一部を実施させることができるものとする。

2 乙は、委託業務担当者及び委託業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面により甲に知らせるものとする。なお、委託業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。

- 3 甲は、乙と委託契約を締結する際に乙の委託業務担当者に面接等を行い、その者が委託契約書に明記された本人であることの確認を行うこととする。
- 4 乙の委託業務担当者は、委託業務に係る点検等（以下「点検等」という。）を行う際は常に身分証明書を携帯し、甲から身分証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。ただし、緊急の場合はこれによらないことができる。
- 5 乙の委託業務担当者は、甲の保安規程に基づき、委託業務を自ら実施するものとする。
- 6 乙の委託業務担当者及び委託業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、委託業務の実施を補助させることができるものとする。

※個人の場合

（電気管理技術者の資格等）

- 第8条 乙は、その氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、乙の連絡方法とともに、書面により甲に知らせるものとする。
- 2 甲は、委託契約を締結する際に乙と面接等を行い、委託契約書及び前項の書面に記載された者と同一であることの確認を行うこととする。
 - 3 乙は、業務委託に係る点検等（以下「点検等」という。）を行う際は常に身分証明書を携帯し、甲から身分証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。ただし、緊急の場合はこれによらないことができる。
 - 4 乙は、甲の保安規程に基づき、委託業務を自ら実施するものとする。
 - 5 電気管理技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、電気管理技術者が指定する者がその業務を代行すること。
 - 6 前項の規定により電気管理技術者を代行する者については、あらかじめ甲に届け出を行うとともに、その代行に当たっては、電気管理技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

（再委託の禁止）

- 第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

- 第10条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

- 第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料等の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（点検結果等の報告及び記録の保存）

- 第12条 乙は、点検等の終了時に、その結果を甲に報告するとともに、点検等の完了後10日以内に点検結果等に係る記録（以下「点検記録」という。）を甲に提出するものとする。なお、点検記録は、甲及び乙が確認の上、甲及び乙において保存するものとする。
- 2 点検記録に異常等の記載がある場合は、写真を添付するものとする。
 - 3 甲は、前項の規定により点検記録を受領したときは、契約の履行及び結果について必要な検査を行うものとする。なお、検査の結果、不合格となった場合は、乙は速やかに補正を行うものとする。また、補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料等の請求及び支払）

- 第13条 乙は、10月から12月まで、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月までに係る委託業務について、それぞれ前条第2項の規定による検査を受け、合格し、前記期間における委託業務を完了したときは、当該3か月分の委託料等の支払請

求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等を支払うものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により2項に規定する期間内に委託料等の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。
（契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時自家用電気工作物保安管理業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。
- 3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（自家用電気工作物の廃止等）

第15条 甲は、第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 自家用電気工作物が廃止された場合
- (2) 外部委託の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000V（ボルト）を超えた場合
- (5) 構外にわたる配電線路の電圧が600V（ボルト）を超えた場合

- 2 前項の規定による解除に伴い、当該点検の期間に3月末満の端数期間が生じたときの委託料等は月割りによるものとし、当該端数期間に1月末満の端数日数が生じたときは、日割りによって算出した額とする。

（損害賠償）

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の免責)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第6条第2項の規定により、乙が報告及び助言した事項又は協議の上決定した事項について、甲が必要な措置を怠り、これにより損害が生じたとき。
- (2) その他乙の責めに帰することのできない理由により、損害が生じたとき。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第21条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

自家用電気工作物保安管理業務実施要領

(委託業務の内容)

第1 乙が実施する委託業務の内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 自家用電気工作物の適正な維持及び運用のため、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準（平成9年通商産業省令第52号）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を甲に指示又は助言すること。
- (2) 事故又は故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を甲又はその職員から受けた場合は、乙は現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、乙は、事故又は故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故又は故障の原因が判明した場合は、乙は、同様の事故又は故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。また、事故により電気関係報告規則第3条に定める経済産業大臣又は自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長への報告を行う必要がある場合、乙は、甲に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (6) 電気工作物の設置、取替及び修理を実施する場合における機器操作、技術的な指示及び立会を実施すること。
- (7) 単線結線図、設備台帳等については、現地確認を行い現状を把握すること。

2 前項の委託業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は乙の監督の下、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行い、乙はその記録を確認するものとする。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととする。このほか、乙は当該電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとする。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物（次のアからオまでのいずれかに該当する電気工作物）
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機等）

(2) 設備場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な電気工作物（次のアからオまでのいずれかの場所に設置される電気工作物）

ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険箇所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、クリーンルーム等）

エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

（点検の種類と概要）

第2 乙が定期的に行う点検内容は甲の保安規程によるものとし、点検の種類及び頻度は、次のとおりとする。

(1) 月次点検（運転中の施設の点検及び試験をいう。）は、下記のとおり実施するものとする。

宮崎県総合自動車運転免許センター 2 か月に1回以上（原則偶数月）

警察本部一ツ葉庁舎 2 か月に1回以上（原則偶数月）

警察航空隊庁舎 2 か月に1回以上（原則偶数月）

ただし、宮崎県総合自動車運転免許センターの太陽光発電所については、6 か月に1回とし、3月と9月に実施すること。

(2) 年次点検（主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定、試験及び清掃等をいう。）は、年1回以上とする。

(3) 臨時点検（異常が発生した場合等の点検、測定及び試験をいう。）は、必要に応じて随時実施する。

2 上記点検のほか、乙は甲又はその職員に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、その点検を行うものとする。

3 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置（絶縁監視装置）を設置する場合、乙は警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい電流を繰り返し受信した場合をいう。）に、次に掲げる処理を行うものとする。

(1) 乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

(2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

4 電気工作物の設置又は改造等の工事期間中における工事箇所部分の点検については、毎週1回行うこと。なお、工事期間が1箇月を超えた場合は、甲乙協議の上、1箇月を超えた分の点検に係る費用について増額の契約変更を行うことができるものとする。

（月次点検）

第3 乙は、月次点検を次に掲げる要件に従って行うこと。

外観点検を、(1)に掲げる項目について、(2)に掲げる設備等を対象として行うこと。

(1) 点検項目

ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ 電線と他物との離隔距離の適否

ウ 機械器具、配線の取付け状態および過熱の有無

エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2) 対象設備等

- ア 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- イ 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- ウ 受電盤及び配電盤
- エ 接地工事の施設状況（接地線、保護管等）
- オ 構造物（受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等）及び配電設備
- カ 発電設備（原動機、発電機、始動装置、太陽光発電等）
- キ 蓄電池設備
- ク 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

2 乙は、月次点検において次に掲げる項目の確認のため、当該項目に定める測定を行う。

- (1) 電圧値の適否及び過負荷等
電圧、負荷電流測定
- (2) 低圧回路の絶縁状態
B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

3 乙は、月次点検の報告書を作成する際に、報告書に実施者氏名を記載するものとする。
（年次点検）

第4 乙は、年次点検を、第3に掲げる月次点検に係る要件に加え、次の(1)から(4)までに掲げる要件に従って行う。

- (1) 1年に1回以上行うこと。
- (2) 次のアからオまでに掲げる項目について、必要に応じた測定及び試験を行う。
 - ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
 - イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈（平成9年5月制定）第19条に規定された値以下であること。
 - ウ 保護継電器の動作特殊試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
 - エ 非常用予備発電設備装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。
 - オ 蓄電池設備のセル電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(3) 年次点検を実施する場合は、その実施日の30日前までに日時等について甲と協議を行うこと。

(4) 点検記録に点検中及び試験中の写真を添付し提出すること。

（工事期間中の点検）

第5 乙は工事期間中は第3(1)に掲げる外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

（緊急時の対応等）

第6 電気事故等発生時の緊急連絡体制を明確にし、書面で提出すること。

2 電気事故等発生時の受付対応は、年間を通じて24時間連続で行えるようにすること。

3 電気事故等の規模の大小に関わらず、甲の要請があれば、直ちに事故対応に着手すること。

4 電気事故等の規模が大きい等の理由で、復旧に時間を要すると考えられる場合、甲の

要請又は乙の判断により、より短時間に復旧が可能となるような復旧体制を直ちに組むこと。

5 臨時点検を行った場合は、その結果を書面にて発注者に提出すること。

(産業保安監督部への報告)

第7 所轄産業保安監督部長への提出書類の作成及び手続きについては、乙の負担で行うものとする。

(その他)

第8 契約期間中の当該電気工作物の設備の容量変更の場合は、甲乙協議の上、契約内容を変更できるものとする。

2 点検報告等にあつては、様式1～4を使用すること。

なお、受電設備点検記録については、宮崎県総合自動車運転免許センターと警察本部一ツ葉庁舎は様式2－1を、警察航空隊庁舎は様式2－2を使用すること。

宮崎県総合自動車運転免許センターの太陽光発電所の点検報告様式は、任意の様式とする。

確認印

自家用電気工作物点検報告書

令和 年 月 日

殿

会社名 (個人事業者は個人名)

住所

報告者

自家用電気工作物の 月分の月次点検を実施しましたので、別添のとおり報告致します。

廬舍名

点検日 令和 年 月 日

点検実施者

【点検結果】

【連絡事項】

受電設備点検記録

庁舎名			点検日		令和 年 月 日 ()			
			点検実施者					
			天候		温度	℃	湿度	%

電力量計測		使用電力量		平均電力量		最大需要電力 (月)		契約電力 (過去1年最大)	
月 日 ~ 月 日		kWh		kWh/日		kW		kW	

高圧 受電盤	電圧(kV)			電流(A)			電力	力率
	R-S	S-T	T-R	R	S	T		
								kW

	容量 (kVA)	電圧(V)			電流(A)			漏洩電流	Tr温度
		R-S	S-T	T-R	R	S	T		
動力盤								mA	℃
電灯盤								mA	℃

	点検項目	結果	不良等の内容		点検項目	結果	不良等の内容
受電設備	引込柱			受電設備	計器用変成器		
	区分開閉器				計器用変流器・変圧器		
	電線・ケーブル				接地線		
	支持物・碍子				キュービクル		
	配電盤・指示計器				受電室		
	断路器			直流電源設備	整流装置		
	真空遮断器				蓄電池		
	高圧カットアウト				液量		
	高圧負荷開閉器				浮動充電/蓄電池電圧		/ V
	高圧限流ヒューズ			負荷設備	分電盤		
	避雷器				配線器具		
	変圧器				照明器具		
	進相コンデンサ				換気扇		
	直列リアクトル						
	保護継電器						

結果 ○異常無し △注意 ×異常有り -該当無し
 外観点検 焼損、変形、破損、緩み、汚損、変色、漏電等の有無を確認する

受電設備点検記録

庁舎名	点検日	令和 年 月 日				
	点検実施者					
	天候		気温		湿度	

電力量計測	使用電力量 (kWh)		平均電力量 (kWh/日)	備 考
月 日 ～ 月 日	電灯			
	動力			

	電圧(V)			電流(A)			漏洩電流 (mA)	備 考
	R-S	S-T	T-R	R	S	T		
1LP-1盤								
電灯回路								
動力回路								

点検項目		結果	不良等の内容	点検項目		結果	不良等の内容
受電設備	引込線			負荷設備	分電盤		
	引込柱				開閉器類		
	引込開閉器盤				接地線		
	1LP-1盤				屋内配線		
	幹線ケーブル				屋外配線		
					配線器具		
					照明器具		

結果 ○異常無し △注意 ×異常有り ー該当無し
外観点検 焼損、変形、破損、緩み、汚損、変色、漏電等の有無を確認する

非常用発電機点検記録

庁舎名		点検日		令和 年 月 日 ()			
		点検実施者					
		天候		温度	℃	湿度	%

仕様	製造業者		発電出力	kVA
	型式		電圧	V

	点検項目		結果	不良等の内容	備考
外観点検	発電機基礎部				
	原動機				
	発電機				
	発電機制御盤	本体・配線			
		表示灯			
		開閉器・継電器			
	計器類				
	蓄電池	電圧	V		
		電解液			
	整流装置				
	ラジエータ				
	冷却ファン				
	排気装置				
	各種配管				
	配線・結線				
	潤滑油量				
	冷却水量				
	燃料タンク				
	残油量 / 満タン		/ L		
	燃料移送用ポンプ				
試運転記録	始動状況				
	電圧確立時間		秒		
	停止状況				
	原動機停止時間		秒		
	運転状況				
	電圧		V		
	周波数		Hz		
	回転数		rpm		
	潤滑油温度		℃		
	冷却水温度		℃		
	試運転時間		分	累計 時間 分	

結果 ○異常無し △注意 ×異常有り -該当無し

外観点検・試運転

各部の漏油、漏水、空気漏れ、変形、破損、緩み、汚損、変色、異音、異臭、異常発熱等の有無を確認する

確認印

自家用電気工作物点検報告書

令和 年 月 日

殿

会社名 (個人事業者は個人名)
住 所
報告者

自家用電気工作物の年次点検を実施しましたので、別添のとおり報告致します。

庁舎名	
点検日	令和 年 月 日
点検実施者	
【点検結果】 _____ _____ _____ _____ _____ _____	
【連絡事項】 _____ _____ _____ _____ _____	

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（資料の返還等）

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。